

曾根丘陵公園 ドックラン施設の利用規約

曾根丘陵公園のドックランは、「体重10kg未満」の小型犬を対象としています。ドックランの利用を希望される方は、本利用規約に同意の上ご利用ください。

1. 利用登録

①ドックランは利用登録性です。

②登録料、利用は無料です。

③ドックランを利用する場合には、事前に利用登録を行い、『ドックラン利用登録証』の発行を受けてください。

◎『ドックラン利用登録証』に必要な物

- ・ドックラン利用登録申込書(公園で発行)

- ・利用者の身分証明書

- ・犬鑑札(プレート)

- ・当年度の狂犬病予防注射票(プレート)

※犬鑑札と、当年度の狂犬病予防注射票はコピーを取らせていただきます。

④『ドックラン利用登録証』の有効期限は、登録翌年度の6月30日までとします。

また1年ごとに更新が必要です。更新時も、登録時と同様の手続きが必要です。

⑤登録受付の場所及び時間

風土記の丘研修センター。午前10時～午後4時。

⑥登録受付の休業日

毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日が休業日)

12月29日～1月3日。

公園イベント開催日

2.利用時間及び休業日

①利用時間

午前10時～午後4時。(天候等の理由で利用時間を変更する場合があります。)

②休業日

12月29日～1月3日。

(休業日以外に、管理作業や天候等により利用日を制限する場合があります)

3. 利用上の注意事項

①利用の際は、『ドックラン利用登録証』を必ずお持ちください。

②利用者同士、譲り合いながら利用してください。

③犬の噛み付き、飼主の事故等やドッグラン利用時のトラブルに関しては、公園管理者は責任を負いません。関係者同士で話し合いの上で解決をしてください。

④ドックラン内では、飲食や喫煙、犬への餌やりは禁止しています。

⑤ゴミや犬の排泄物は必ず持ち帰ってください。

⑥犬が掘った穴は必ず埋めてください。

⑦中学生以下が利用する際は、保護者同伴で入場してください。

⑧飼主と愛犬は必ず一緒に入場し、他の利用者の迷惑にならないよう愛犬から目を離さないでください。またドックランの利用になれていない、飼主の命令を聞かない場合はリードを外さないでください。

⑨1人の飼主が同時に放せる犬は1頭です。(2頭目以降は、リードを付けて利用してください)

⑩競技を目的とした利用や営業活動はしないでください。

⑪鑑札及び注射済票を常時犬に着けてください。

※犬鑑札及び注射済票は犬に着けることが「狂犬病予防法」で義務付けられています。

装着されていない場合は、当該犬は抑留の対象となると共に、飼主は二十万円以下の罰金に処されますので常時犬に着けるようお願いします。

⑫利用規約や公園スタッフの指示を守れない場合は、利用登録を解除する場合があります。

⑬本利用規約は、予告なく改訂する場合があります。

4. 下記の内容に該当する犬は、ドックランを利用できません。

- ①ドックランの利用登録を行っていない犬。
- ②年1回の狂犬病の予防接種を受けていない犬。
- ③周囲に攻撃性のある犬。
- ④噛みつき等のトラブルを起こした犬。
- ⑤発情期の犬。病気の犬。
- ⑥犬以外のペット。
- ⑦ドックランの規約に違反した場合。

◎ドックランに関する問い合わせ

山梨県曽根丘陵公園 公園管理事務所

受付時間 午前8時30分～午後5時 TEL:055-266-5854